

<対策のポイント>

加工食品等の輸出拡大により、6次産業化市場規模の拡大を図るため、**食品製造事業者等の施設の新設**（かかり増し経費）及び**改修、機器の整備**を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）
6次産業化の市場規模拡大（7.1兆円「平成29年度」→10兆円「令和2年度」）



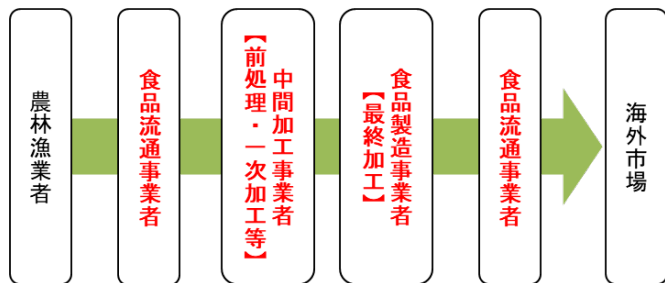
<事業の内容>

（1）支援対象となる取組

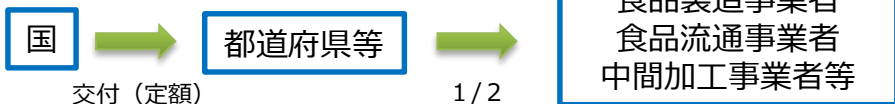
- 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。
 - ・HACCP及びISO、FSSC、JFS-C等の規格を満たす施設
 - ・輸出可能な添加物を使用した製造ライン
 - ・海外が求める有機製品の製造ライン 等
- 施設整備を一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサル費等の経費（効果促進事業）を支援します。

（2）事業実施主体（助成対象者）

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等
（農林漁業者が製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む）



<事業の流れ>



<事業イメージ>



エアシャワー等の衛生管理設備の導入



有害な微生物が産生する毒素を安全なレベルまで取り除く殺菌機の導入



温度管理を要する装置・設備の導入



有機食品の製造ライン（茶葉→荒茶への製造ライン）

【お問い合わせ先】

食料産業局輸出促進課 (03-6744-7172)
水産庁加工流通課 (03-3591-5613)